

公益社団法人屋久島観光協会 HP バナー広告掲載に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人屋久島観光協会（以下、「観光協会」という。）のHPへのバナー広告掲載及び協会会員向けのサービス利用にあたっての必要な事項を定めることを目的とする。

(バナー広告掲載申込)

第2条 バナー広告掲載の申し込みは、掲載希望日の2か月前までに行うものとする。

(バナー広告データ入稿)

第3条 バナー広告データの入稿は観光協会が指定する形式で、掲載希望日10日前までに入稿するものとする。ただし観光協会が特別に指定した場合はこの限りでない。なお申込者の故意・過失によって入稿が行われなかった場合、観光協会が履行できなかった債務に関して、観光協会はその責務を免れるものとする。

- 2 申込み後、審査し、審査の結果によっては掲載できない場合がある。その際、理由の開示についての義務を負うものではない。

(バナー広告デザイン制作料)

第4条 バナー広告のデザイン制作を依頼する場合の制作料金は会員 5,000 円＋消費税、非会員 10,000 円＋消費税とする。

(バナー広告等掲載料)

第5条 バナー広告掲載場所毎の掲載料等は別表（1）のとおりとする。ただし、消費税率の変更など著しい経済情勢の変化がある場合は料金を改定することがある。

(バナー広告の規格)

第6条 バナー広告の規格等は次のとおりとする。

- (1) サイズ：大 450×200 ピクセル
- (2) サイズ：中 220×250 ピクセル
- (3) サイズ：小 220×80 ピクセル
- (4) 形式 : GIF (アニメーション不可)・JPG・PNG
- (5) 容量 : 100KB 以内

(バナー広告掲載期間)

第7条 バナー広告掲載の期間は1年間とする。

ただし、掲載取りやめの申し出が無い限り、自動的に次年度に更新されるものとするが、その場合の掲載料金については、既存契約料金に限られず、消費税率の変更など著しい経済情勢の変化がある場合は料金を改定することがある。

(バナー広告掲載箇所)

第8条 バナー広告の掲載順序、場所は観光協会で決定するものとする。

(バナー広告掲載の取りやめ)

第9条 申込者の自己都合で、広告掲載を取りやめる事ができるものとする。

バナー広告掲載を取りやめようとする申込者は、広告掲載取りやめ希望日の2ヶ月前までに申し出るものとする。

(バナー広告等の掲載取り消し)

第10条 申込者が、次の各号のいずれかに該当した場合、観光協会は申込者への勧告その他何らかの手続きを踏むことなく全部又は一部の広告掲載を取り消す事ができるものとする。

- (1) 広告掲載料金が定められた期限を越えても支払われず、観光協会の申し入れにも応じない場合。
- (2) 差し押さえ、仮押さえ、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取り消し等の公権力の処分を受け、または特別精算、会社整理、民事再生手続き、会社更生、破産等の申し立てがあったとき、その他申込者の財政状態が悪化したと観光協会が認めたとき。
- (3) 申込者または申込者の代理人、代表者若しくは従業員等が法令に違反した(報道の有無を問わない)場合などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが観光協会又は申込者の利益、信用を阻害する可能性があるとして観光協会が判断したとき、申込者が前号の各号の一つに該当した場合、申込者が観光協会に対して負担する一切の債務(この広告掲載契約における既に観光協会が履行した申込者の広告料支払い債務に限らない)に関する期限の利益は直ちに喪失するものとする。
- (4) その他、誹謗中傷や公序良俗に反する記載があった場合。

(バナー広告内容の変更・取り消し)

第 11 条 バナー広告を利用して協会会員トピックスの記事の掲載が成立した後でも、デザイン・形式・内容について、法令、公序良俗に反していないが、観光協会が不適切と判断した場合は、その内容の変更を求めることがある。この変更に応じなかった場合、観光協会が履行できなかった債務に関して、その責務を免れるものとし、また申し込みを解除できるものとする。

(バナー広告掲載料の返還)

第 12 条 申込者の自己都合で、広告掲載を取りやめた場合のその残期間に値する広告料の全額に関しては原則返済しないものとする。
ただし、観光協会の都合による場合はこの限りではない。

(申込者の責務)

第 13 条 申込者は、バナー広告の内容が法令等に反するものでない事を保証しなければならない。

- 2 申込者は、広告内容の第三者の権利を侵害するものでないことを保証しなければならない。
- 3 申込者は、掲載広告及び記事に対し第三者からの損害を被った旨の訴えが有った場合は、申込者の責任において解決するものとする。

(バナー広告掲載時の免責事項)

第 14 条 申込に定められた広告掲載期間について、観光協会がその全部または一部を履行できなかった場合、期間を延長して残部を履行するものとする。

- 2 観光協会の責に帰さない事由によって履行が出来なかった場合、観光協会は免責されるものとする。
- 3 申込者は、次の各号に掲げる理由でバナー広告の掲載が一定期間停止される場合があることを予め了承することとする。
 - (1) ホームページの更新、修正等のための停止期間。
 - (2) サーバー及び通信回線等の点検、障害等による停止期間。
- 4 前号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害等を観光協会に請求することはできないものとする。
- 5 広告の掲載または広告不掲載に関した一切の責任は、申込者が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、観光協会は賠償する責を負わないものとする。

(支払方法)

第 15 条 バナー広告掲載料金については、バナー広告掲載日及びコース利用開始日から当年度末分の金額を観光協会よりの請求書により請求します。

- 2 支払期日は、請求書に記載された期日までに支払いを完了するものとする。
- 3 支払いは、観光協会が指定する金融機関口座に振り込むものとする。
なお、振り込み手数料は申込者が負担するものとする。
- 4 広告掲載料金については、一括して支払うものとする。

(支払い遅滞)

第 16 条 申込者が、広告掲載料金を定められた支払期日までに支払わなかった場合その支払が行われるまでは、掲載の履行を停止することができるものとする。その場合の不履行部分について、申込者は観光協会に対して損害賠償請求はできないものとする。

- 2 申込者に支払いの遅滞日数に応じて年利 15% の遅滞損害金を支払って頂く場合がある。

(権利譲渡等の禁止)

第 17 条 申込者は、権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、書面により観光協会の承諾を得たときはこの限りでない。

(守秘義務)

第 18 条 申込者及び観光協会は、広告掲載に関して知り得たお互いの秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとする。

(紛争処理)

第 19 条 広告掲載に関して生じた一切の紛争については、双方話し合いを持って解決するものとする。

(条件の変更)

第 20 条 観光協会は、いつでもこの「HPバナー広告掲載に関する規程」の各条項を変更することができるものとする。ただし、既に成立している広告については、当該広告を申し込まれた日（申込記載の申込日）における申し込みが適用されるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 6 月 12 日施行され、平成 27 年 10 月 30 日改正（第 3 階層追加）され施行された規約を、平成 27 年 12 月 12 日に規程に改め内容を一部修正し施行する。

(表1) 公益社団法人屋久島観光協会 HPバナー広告掲載場所毎掲載料金
(広告掲載料金適用期間1年間)

トップページ (第1階層) サイズ 大 下段中央1口 【年額】 会員 250,000円 (税込み) 非会員 300,000円 (税込み)
トップページ (第1階層) サイズ 中 上段2口 【年額】 会員 220,000円 (税込み) 非会員 240,000円 (税込み)
トップページ (第1階層) サイズ 小 2コマ (220 x 160) の場合は2倍 右サイド 5口 【年額】 会員 100,000円 (税込み) 非会員 120,000円 (税込み)
カテゴリーページ (第2階層) サイズ 中 上段 1口 【年額】 会員 100,000円 (税込み) 非会員 120,000円 (税込み)
カテゴリーページ (第2階層) サイズ 小 2コマで中サイズの場合は2倍 サイド 5口 【年額】 会員 50,000円 (税込み) 非会員 70,000円 (税込み)
カテゴリーページ (第3階層) サイズ 中 上段 1口 【年額】 会員 80,000円 (税込み) 非会員 100,000円 (税込み)
カテゴリーページ (第3階層) サイズ 小 2コマで中サイズの場合は2倍 サイド 5口 【年額】 会員 30,000円 (税込み) 非会員 50,000円 (税込み)